

資料 X - X



美浜発電所 3 号炉 劣化状況評価に係る補正申請内容等について

関西電力株式会社

平成 2 8 年 X X 月 X X 日

1. 8月及び次回補正申請内容について……………2
2. 特別点検及び劣化状況評価の補正概要 ……………3
3. 美浜3号炉に対する保守管理に関する方針……………4

1. 8月及び次回補正申請内容について

(1) 8月補正内容の概要

美浜3号炉の運転期間延長認可に係る申請状況としては、平成27年11月26日に申請を実施し、以降、平成28年3月、5月及び8月に補正申請を実施している。

平成28年8月26日申請書の主な補正申請内容

(1) 新規制基準適合に係る工事計画認可申請(補正)内容からの反映

- ① 工事計画認可申請(8月26日補正)設備の評価への反映
使用済燃料ピットラックの設備仕様や、常設重大事故等対処設備の追加修正等を行った
- ② 美浜1、2号機の廃止措置申請に伴う共用設備の評価への反映
美浜1、2号機設備となっていた共用設備(アスファルト固化設備等)の追加修正を行った
- ③ ①、②を踏まえた、耐震安全性評価への反映。
設備仕様の変更や設備の追加を踏まえて、耐震安全性評価に反映を行った

⇒ 主要劣化事象の評価の見直し等の影響はない。

(2) その他

- ・特別点検結果報告書への品質管理実施内容の記載充実
- ・その他記載の適性化



3

にこれまでに実施した補正内容の概要を示す。

(2) 次回補正内容の概要

工事計画の審査状況等を踏まえ、補正申請を予定している。なお、次回の補正では、工事計画の認可実績の反映、表現の適正化のみ実施する予定。

2. 特別点検及び劣化状況評価の補正概要

(1) 補正評価の内容等の概要

これまでの運転期間延長認可に係る審査及び工事計画認可に係る審査を踏まえ以下のような補正を実施。
 なお、これまで審査会合等でお示しさせて頂いている内容から大きく逸脱する事項はない。

主要劣化事象等	主な補正内容	審査会合実施日
特別点検(全般)	○特別点検に係る品質管理実施内容等について、報告書に反映。	H28.3.15
低サイクル疲労	○低サイクル疲労評価に用いる過渡回数は、今後の延長しようとする期間に対して、 <u>各過渡の発生想定に余裕を考慮した回数となるように設定(実績の1.5倍以上)</u> していることを明確化。 ○過渡回数に対して、今後のフォローの確実な実施管理を図ることを目的として、 <u>保守管理に関する方針を追加</u> 。	H28.7.26
中性子照射脆化	○1次冷却材温度・圧力の制限範囲に関する記載を充実。 ○中性子照射脆化の保守管理に関する方針として、「今後の原子炉の運転時間・照射量を勘案して適切な時期に第5回監視試験を実施する」としていたが、対応方針の明確化のため、「 <u>今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する</u> 」方針に修正。	H28.7.26
照射誘起型応力腐食割れ	○照射誘起型応力腐食割れ評価に係る引用規格の記載を充実。	H28.7.26
電気・計装設備の絶縁低下	○工事計画に係る設備の追加を反映し、長期健全性を確認。	H28.7.26
コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	○工事計画に係る設備の追加を反映し、長期健全性を確認。	H28.7.26
耐震・耐津波安全性	○最大加速度993ガルの基準地震動に基づく耐震安全性評価を行い、健全性を確認。 ○工事計画に係る設備の追加を反映した耐津波安全性評価を実施し、問題ないことを確認。	H28.9.20

3. 美浜3号炉に対する保守管理に関する方針

現状の保全項目に追加すべき新たな保全策(追加保全策)について、具体的な実施内容、実施方法及び実施時期を保守管理に関する方針として下記の通りとりまとめた。

美浜3号炉 保守管理に関する方針

No.	保守管理に関する方針	実施時期※1
1	原子炉容器胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期
2	疲労評価における実績過渡回数を確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期

※1 : 実施時期における、平成28年12月1日からの5年間を「短期」、平成28年12月1日からの10年間を「中長期」、平成28年12月1日からの20年間を「長期」とする。